

## 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

※ 「見直し後」は、物価の上昇傾向の反映のほか、個別改定事項の影響を含めた基本報酬単位。

現行	見直し後
<p><b>●訪問系サービス</b></p> <p>第1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 255 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 404 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 587 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 670 単位</p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 753 単位</p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 836 単位</p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 919 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 255 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 404 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 587 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 670 単位</p>	<p><b>●訪問系サービス</b></p> <p>第1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 245 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 388 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 564 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 644 単位</p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 724 単位</p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 804 単位</p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 884 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 245 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 388 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 564 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 644 単位</p>

(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	753 単位	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	724 単位
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	836 単位	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	804 単位
(7) 所要時間 3 時間以上の場合 919 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数		(7) 所要時間 3 時間以上の場合 884 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	
ハ 家事援助が中心である場合		ハ 家事援助が中心である場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	105 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合	101 単位
(2) 所要時間 30 分以上 45 分未満の場合	152 単位	(2) 所要時間 30 分以上 45 分未満の場合	146 単位
(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合	196 単位	(3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合	189 単位
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満	237 単位	(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満	229 単位
(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合	274 単位	(5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合	264 単位
(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 309 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 35 単位を加算した単位数		(6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 298 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数	
ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合		ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	105 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合	101 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	196 単位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	189 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	274 単位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	264 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 344 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した単位数		(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 331 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 67 単位を加算した単位数	
ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	101 単位	ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	97 単位

第2 重度訪問介護	第2 重度訪問介護
<p>重度訪問介護サービス費</p>	<p>重度訪問介護サービス費</p>
(1) 所要時間 1 時間未満の場合 182 単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合 183 単位
(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 272 単位	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 273 単位
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 363 単位	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 364 単位
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満 454 単位	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満 455 単位
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 544 単位	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 546 単位
(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 634 単位	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 636 単位
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 726 単位	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 728 単位
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 811 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 813 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,491 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,493 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,166 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,168 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,812 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,814 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 3,494 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 3,496 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

<p>第3 同行援護</p> <p>同行援護サービス費</p> <p>イ 身体介護を伴う場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 255 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 404 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 587 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 670 単位</p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 753 単位</p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 836 単位</p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 919 単位に所要時間 3 時間から 計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 身体介護を伴わない場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 105 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 198 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 277 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 347 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を 加算した単位数</p> <p>第4 行動援護</p> <p>行動援護サービス費</p> <p>イ 所要時間 30 分未満の場合 252 単位</p>	<p>第3 同行援護</p> <p>同行援護サービス費</p> <p>イ 身体介護を伴う場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 256 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 405 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 589 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 672 単位</p> <p>(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 755 単位</p> <p>(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 839 単位</p> <p>(7) 所要時間 3 時間以上の場合 922 単位に所要時間 3 時間から 計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数</p> <p>ロ 身体介護を伴わない場合</p> <p>(1) 所要時間 30 分未満の場合 105 単位</p> <p>(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 199 単位</p> <p>(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 278 単位</p> <p>(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 348 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を 加算した単位数</p> <p>第4 行動援護</p> <p>行動援護サービス費</p> <p>イ 所要時間 30 分未満の場合 253 単位</p>
---	---

ロ	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	400 単位	ロ	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	401 単位
ハ	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	582 単位	ハ	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	584 単位
ニ	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	729 単位	ニ	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	731 単位
ホ	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	876 単位	ホ	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	879 単位
ヘ	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,024 単位	ヘ	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,027 単位
ト	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,171 単位	ト	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,175 単位
チ	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,319 単位	チ	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,323 単位
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,467 単位	リ	所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,472 単位
ヌ	所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,614 単位	ヌ	所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,619 単位
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,761 単位	ル	所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,767 単位
ヲ	所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,909 単位	ヲ	所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,915 単位
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,056 単位	ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,063 単位
カ	所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,204 単位	カ	所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,211 単位
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,352 単位	ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,360 単位
タ	所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,498 単位	タ	所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,506 単位
<p>第5 重度障害者等包括支援            重度障害者等包括支援サービス費</p>			<p>第5 重度障害者等包括支援            重度障害者等包括支援サービス費</p>		
イ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超えない範囲）	799 単位	イ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超えない範囲）	802 単位
ロ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超える範囲）	779 単位	ロ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1日につき12時間を超える範囲）	781 単位

ハ 短期入所の場合	889 単位	ハ 短期入所の場合	892 単位
ニ 共同生活援助の場合	958 単位	ニ 共同生活援助の場合	961 単位
<b>●日中活動系サービス</b>		<b>●日中活動系サービス</b>	
第1 療養介護		第1 療養介護	
療養介護サービス費（1日につき）		療養介護サービス費（1日につき）	
イ 療養介護サービス費		イ 療養介護サービス費	
(1) 療養介護サービス費（Ⅰ）		(1) 療養介護サービス費（Ⅰ）	
（一） 利用定員が 40 人以下	903 単位	（一） 利用定員が 40 人以下	906 単位
（二） 利用定員が 41 人以上 60 人以下	884 単位	（二） 利用定員が 41 人以上 60 人以下	887 単位
（三） 利用定員が 61 人以上 80 人以下	868 単位	（三） 利用定員が 61 人以上 80 人以下	848 単位
（四） 利用定員が 81 人以上	857 単位	（四） 利用定員が 81 人以上	815 単位
(2) 療養介護サービス費（Ⅱ）		(2) 療養介護サービス費（Ⅱ）	
（一） 利用定員が 40 人以下	658 単位	（一） 利用定員が 40 人以下	660 単位
（二） 利用定員が 41 人以上 60 人以下	628 単位	（二） 利用定員が 41 人以上 60 人以下	630 単位
（三） 利用定員が 61 人以上 80 人以下	604 単位	（三） 利用定員が 61 人以上 80 人以下	590 単位
（四） 利用定員が 81 人以上	591 単位	（四） 利用定員が 81 人以上	562 単位
(3) 療養介護サービス費（Ⅲ）		(3) 療養介護サービス費（Ⅲ）	
（一） 利用定員が 40 人以下	520 単位	（一） 利用定員が 40 人以下	522 単位
（二） 利用定員が 41 人以上 60 人以下	495 単位	（二） 利用定員が 41 人以上 60 人以下	497 単位
（三） 利用定員が 61 人以上 80 人以下	484 単位	（三） 利用定員が 61 人以上 80 人以下	473 単位
（四） 利用定員が 81 人以上	476 単位	（四） 利用定員が 81 人以上	453 単位
(4) 療養介護サービス費（Ⅳ）		(4) 療養介護サービス費（Ⅳ）	
（一） 利用定員が 40 人以下	416 単位	（一） 利用定員が 40 人以下	418 単位

(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	384 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	371 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	362 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位
(5) 療養介護サービス費(V)		(5) 療養介護サービス費(V)	
(一) 利用定員が 40 人以下	416 単位	(一) 利用定員が 40 人以下	418 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	384 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	371 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	362 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位
ロ 経過的療養介護サービス費		ロ 経過的療養介護サービス費	
(1) 経過的療養介護サービス費(I)		(1) 利用定員が 40 人以下	877 単位
(一) 利用定員が 40 人以下	874 単位	(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	877 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	874 単位	(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	848 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	868 単位	(4) 利用定員が 81 人以上	815 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	857 単位		
(2) 経過的療養介護サービス費(II)	591 単位		
第2 生活介護		第2 生活介護	
生活介護サービス費(1日につき)		生活介護サービス費(1日につき)	
イ 生活介護サービス費		イ 生活介護サービス費	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 区分 6	1,299 単位	(一) 区分 6	1,278 単位
(二) 区分 5	981 単位	(二) 区分 5	959 単位
(三) 区分 4	703 単位	(三) 区分 4	680 単位
(四) 区分 3	634 単位	(四) 区分 3	610 単位

(五) 区分2以下	583 単位	(五) 区分2以下	559 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 区分6	1,170 単位	(一) 区分6	1,139 単位
(二) 区分5	883 単位	(二) 区分5	851 単位
(三) 区分4	632 単位	(三) 区分4	599 単位
(四) 区分3	572 単位	(四) 区分3	539 単位
(五) 区分2以下	524 単位	(五) 区分2以下	491 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分6	1,138 単位	(一) 区分6	1,099 単位
(二) 区分5	854 単位	(二) 区分5	816 単位
(三) 区分4	604 単位	(三) 区分4	568 単位
(四) 区分3	538 単位	(四) 区分3	502 単位
(五) 区分2以下	494 単位	(五) 区分2以下	459 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分6	1,090 単位	(一) 区分6	1,045 単位
(二) 区分5	825 単位	(二) 区分5	781 単位
(三) 区分4	589 単位	(三) 区分4	549 単位
(四) 区分3	532 単位	(四) 区分3	493 単位
(五) 区分2以下	481 単位	(五) 区分2以下	445 単位
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分6	1,076 単位	(一) 区分6	1,028 単位
(二) 区分5	811 単位	(二) 区分5	765 単位
(三) 区分4	576 単位	(三) 区分4	535 単位
(四) 区分3	517 単位	(四) 区分3	478 単位

(五) 区分2以下	466 単位	(五) 区分2以下	428 単位
ロ 基準該当生活介護サービス費		ロ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	728 単位	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	691 単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	883 単位	(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	851 単位
第3 短期入所		第3 短期入所	
短期入所サービス費(1日につき)		短期入所サービス費(1日につき)	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	888 単位	(一) 区分6	892 単位
(二) 区分5	755 単位	(二) 区分5	758 単位
(三) 区分4	623 単位	(三) 区分4	626 単位
(四) 区分3	561 単位	(四) 区分3	563 単位
(五) 区分1及び区分2	490 単位	(五) 区分1及び区分2	492 単位
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)		(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	580 単位	(一) 区分6	582 単位
(二) 区分5	508 単位	(二) 区分5	510 単位
(三) 区分4	306 単位	(三) 区分4	307 単位
(四) 区分3	231 単位	(四) 区分3	232 単位
(五) 区分1及び区分2	165 単位	(五) 区分1及び区分2	166 単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	755 単位	(一) 区分3	758 単位
(二) 区分2	592 単位	(二) 区分2	595 単位
(三) 区分1	490 単位	(三) 区分1	492 単位

(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	508 単位	(一) 区分3	510 単位
(二) 区分2	268 単位	(二) 区分2	269 単位
(三) 区分1	165 単位	(三) 区分1	166 単位
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,598 単位	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,609 単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,397 単位	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,407 単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,398 単位	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,404 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,478 単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,489 単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,267 単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,277 単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,298 単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,304 単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,731 単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,738 単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,599 単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,606 単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	932 単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	936 単位
ニ 基準該当短期入所サービス費		ニ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	755 単位	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	758 単位
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	231 単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	232 単位
<b>●施設系サービス</b>		<b>●施設系サービス</b>	
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費(1日につき)		施設入所支援サービス費(1日につき)	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	451 単位	(1) 区分6	453 単位

(2) 区分 5	380 単位	(2) 区分 5	382 単位
(3) 区分 4	307 単位	(3) 区分 4	308 単位
(4) 区分 3	231 単位	(4) 区分 3	232 単位
(5) 区分 2 以下	167 単位	(5) 区分 2 以下	168 単位
ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下		ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(1) 区分 6	355 単位	(1) 区分 6	356 単位
(2) 区分 5	296 単位	(2) 区分 5	297 単位
(3) 区分 4	234 単位	(3) 区分 4	235 単位
(4) 区分 3	184 単位	(4) 区分 3	185 単位
(5) 区分 2 以下	145 単位	(5) 区分 2 以下	146 単位
ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下		ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(1) 区分 6	294 単位	(1) 区分 6	295 単位
(2) 区分 5	246 単位	(2) 区分 5	247 単位
(3) 区分 4	197 単位	(3) 区分 4	198 単位
(4) 区分 3	161 単位	(4) 区分 3	162 単位
(5) 区分 2 以下	131 単位	(5) 区分 2 以下	132 単位
ニ 利用定員が 81 人以上		ニ 利用定員が 81 人以上	
(1) 区分 6	268 単位	(1) 区分 6	269 単位
(2) 区分 5	222 単位	(2) 区分 5	223 単位
(3) 区分 4	177 単位	(3) 区分 4	178 単位
(4) 区分 3	145 単位	(4) 区分 3	146 単位
(5) 区分 2 以下	124 単位	(5) 区分 2 以下	125 単位
<b>●居住系サービス</b>		<b>●居住系サービス</b>	

共同生活援助		共同生活援助	
1 介護サービス包括型共同生活援助		1 介護サービス包括型共同生活援助	
イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）		イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）	
(1) 区分6	645 単位	(1) 区分6	668 単位
(2) 区分5	528 単位	(2) 区分5	552 単位
(3) 区分4	449 単位	(3) 区分4	471 単位
(4) 区分3	383 単位	(4) 区分3	385 単位
(5) 区分2	294 単位	(5) 区分2	295 単位
(6) 区分1以下	257 単位	(6) 区分1以下	259 単位
ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）		ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）	
(1) 区分6	594 単位	(1) 区分6	617 単位
(2) 区分5	477 単位	(2) 区分5	501 単位
(3) 区分4	398 単位	(3) 区分4	420 単位
(4) 区分3	332 単位	(4) 区分3	334 単位
(5) 区分2	243 単位	(5) 区分2	244 単位
(6) 区分1以下	211 単位	(6) 区分1以下	212 単位
ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）		ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）	
(1) 区分6	561 単位	(1) 区分6	584 単位
(2) 区分5	444 単位	(2) 区分5	467 単位
(3) 区分4	365 単位	(3) 区分4	387 単位
(4) 区分3	299 単位	(4) 区分3	301 単位
(5) 区分2	210 単位	(5) 区分2	211 単位
(6) 区分1以下	181 単位	(6) 区分1以下	182 単位
ニ 共同生活援助サービス費（Ⅳ）		ニ 共同生活援助サービス費（Ⅳ）	

(1) 区分 6	675 単位	(1) 区分 6	699 単位
(2) 区分 5	558 単位	(2) 区分 5	582 単位
(3) 区分 4	479 単位	(3) 区分 4	502 単位
(4) 区分 3	413 単位	(4) 区分 3	415 単位
(5) 区分 2	324 単位	(5) 区分 2	326 単位
(6) 区分 1 以下	287 単位	(6) 区分 1 以下	289 単位
ホ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	142 単位		
へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例	
(1) 4 : 1 の場合		(1) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	434 単位	(一) 区分 6	444 単位
(二) 区分 5	388 単位	(二) 区分 5	398 単位
(三) 区分 4	356 単位	(三) 区分 4	365 単位
(2) 5 : 1 の場合		(2) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	383 単位	(一) 区分 6	393 単位
(二) 区分 5	337 単位	(二) 区分 5	347 単位
(三) 区分 4	305 単位	(三) 区分 4	314 単位
(3) 6 : 1 の場合		(3) 6 : 1 の場合	
(一) 区分 6	350 単位	(一) 区分 6	360 単位
(二) 区分 5	304 単位	(二) 区分 5	313 単位
(三) 区分 4	272 単位	(三) 区分 4	281 単位
2 外部サービス利用型共同生活援助		2 外部サービス利用型共同生活援助	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅰ)	257 単位	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅰ)	259 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅱ)	211 単位	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅱ)	212 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅲ)	181 単位	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅲ)	182 単位

ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV) 120 単位	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV) 121 単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V) 287 単位	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V) 289 単位
3 受託居宅介護サービス費	3 受託居宅介護サービス費
(1) 所要時間 15 分未満の場合 99 単位	(1) 所要時間 15 分未満の場合 95 単位
(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合 199 単位	(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合 191 単位
(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 271 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 90 単位を加算した単位数	(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 580 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数
<b>●訓練系・就労系サービス</b>	<b>●訓練系・就労系サービス</b>
第1 自立訓練 (機能訓練)	第1 自立訓練 (機能訓練)
機能訓練サービス費 (1 日につき)	機能訓練サービス費 (1 日につき)
イ 機能訓練サービス費 (I)	イ 機能訓練サービス費 (I)
(1) 利用定員が 20 人以下 784 単位	(1) 利用定員が 20 人以下 787 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 701 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 704 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 666 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 669 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 638 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 641 単位
(5) 利用定員が 81 人以上 601 単位	(5) 利用定員が 81 人以上 604 単位
ロ 機能訓練サービス費 (II)	ロ 機能訓練サービス費 (II)
(1) 所要時間 1 時間未満の場合 255 単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合 245 単位
(2) 所要時間 1 時間以上の場合 587 単位	(2) 所要時間 1 時間以上の場合 564 単位

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	753 単位	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	724 単位
ハ 基準該当機能訓練サービス費	784 単位	ハ 基準該当機能訓練サービス費	787 単位
第2 自立訓練（生活訓練）		第2 自立訓練（生活訓練）	
生活訓練サービス費（1日につき）		生活訓練サービス費（1日につき）	
イ 生活訓練サービス費（I）		イ 生活訓練サービス費（I）	
(1) 利用定員が20人以下	748 単位	(1) 利用定員が20人以下	751 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	667 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	670 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	634 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	637 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	609 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	612 単位
(5) 利用定員が81人以上	572 単位	(5) 利用定員が81人以上	575 単位
ロ 生活訓練サービス費（II）		ロ 生活訓練サービス費（II）	
(1) 所要時間1時間未満の場合	255 単位	(1) 所要時間1時間未満の場合	245 単位
(2) 所要時間1時間以上の場合	587 単位	(2) 所要時間1時間以上の場合	564 単位
ハ 生活訓練サービス費（III）		ハ 生活訓練サービス費（III）	
(1) 利用期間が2年間以内の場合	270 単位	(1) 利用期間が2年間以内の場合	271 単位
(2) 利用期間が2年間を超える場合	162 単位	(2) 利用期間が2年間を超える場合	163 単位
ニ 生活訓練サービス費（IV）		ニ 生活訓練サービス費（IV）	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	270 単位	(1) 利用期間が3年間以内の場合	271 単位
(2) 利用期間が3年間を超える場合	162 単位	(2) 利用期間が3年間を超える場合	163 単位
ホ 基準該当生活訓練サービス費	748 単位	ホ 基準該当生活訓練サービス費	751 単位
第3 就労移行支援		第3 就労移行支援	
就労移行支援サービス費（1日につき）		就労移行支援サービス費（1日につき）	

イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)		イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	
(1) 利用定員が 20 人以下	839 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	804 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	747 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	711 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	716 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	679 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	672 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	634 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	635 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	595 単位
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)		ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下	522 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	524 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	465 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	467 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	435 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	437 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	424 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	426 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	410 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	412 単位
第 4 就労継続支援 A 型		第 4 就労継続支援 A 型	
就労継続支援 A 型サービス費 (1 日につき)		就労継続支援 A 型サービス費 (1 日につき)	
イ 就労継続支援 A 型サービス費(Ⅰ)		イ 就労継続支援 A 型サービス費(Ⅰ)	
(1) 利用定員が 20 人以下	589 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	584 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	526 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	519 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	494 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	487 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	485 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	478 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	469 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	462 単位
ロ 就労継続支援 A 型サービス費(Ⅱ)		ロ 就労継続支援 A 型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下	538 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	532 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	481 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	474 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	447 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	440 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	438 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	431 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	423 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	416 単位
第 5 就労継続支援 B 型		第 5 就労継続支援 B 型	
就労継続支援 B 型サービス費（1 日につき）		就労継続支援 B 型サービス費（1 日につき）	
イ 就労継続支援 B 型サービス費（I）		イ 就労継続支援 B 型サービス費（I）	
(1) 利用定員が 20 人以下	589 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	584 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	526 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	519 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	494 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	487 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	485 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	478 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	469 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	462 単位
ロ 就労継続支援 B 型サービス費（II）		ロ 就労継続支援 B 型サービス費（II）	
(1) 利用定員が 20 人以下	538 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	532 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	481 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	474 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	447 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	440 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	438 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	431 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	423 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	416 単位
<b>●相談系サービス</b>		<b>●相談系サービス</b>	
第 1 計画相談支援費		第 1 計画相談支援費	
イ サービス利用支援費	1,606 単位	イ サービス利用支援費	1,611 単位
ロ 継続サービス利用支援費	1,306 単位	ロ 継続サービス利用支援費	1,310 単位
注 1) 居宅介護支援費重複減算（I）	703 単位	注 1) 居宅介護支援費重複減算（I）	705 単位

注2) 居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)	1,004 単位	注2) 居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)	1,007 単位
注3) 介護予防支援費重複減算	112 単位	注3) 介護予防支援費重複減算	112 単位
第2 障害児相談支援費		第2 障害児相談支援費	
イ 障害児支援利用援助費	1,606 単位	イ 障害児支援利用援助費	1,611 単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,306 単位	ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310 単位
第3 地域移行支援		第3 地域移行支援	
地域移行支援サービス費	2,313 単位	地域移行支援サービス費	2,323 単位
第4 地域定着支援		第4 地域定着支援	
地域定着支援サービス費		地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	301 単位	イ 体制確保費	302 単位
ロ 緊急時支援費	703 単位	ロ 緊急時支援費	705 単位
<b>●障害児通所系サービス</b>		<b>●障害児通所系サービス</b>	
第1 児童発達支援		第1 児童発達支援	
児童発達支援給付費(1日につき)		児童発達支援給付費(1日につき)	
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(ロ又はハに該当する場合を除く。)		イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(ロ又はハに該当する場合を除く。)	
(1) 利用定員が30人以下の場合	972 単位	(1) 利用定員が30人以下の場合	976 単位
(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	913 単位	(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合	917 単位
(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合	854 単位	(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合	858 単位
(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合	797 単位	(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合	800 単位

(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	776 単位	(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	779 単位
(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	756 単位	(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	759 単位
(7) 利用定員が 81 人以上の場合	734 単位	(7) 利用定員が 81 人以上の場合	737 単位
ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合		ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が 20 人以下の場合	1,215 単位	(1) 利用定員が 20 人以下の場合	1,220 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	1,069 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	1,073 単位
(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	983 単位	(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	987 単位
(4) 利用定員が 41 人以上の場合	896 単位	(4) 利用定員が 41 人以上の場合	900 単位
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合		ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が 15 人以下の場合	1,147 単位	(1) 利用定員が 15 人以下の場合	1,152 単位
(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	870 単位	(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	874 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	795 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	798 単位
ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）		ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	622 単位	(1) 利用定員が 10 人以下の場合	620 単位
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	455 単位	(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	453 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	366 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	364 単位
ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	

(1) 利用定員が5人の場合	1,599 単位	(1) 利用定員が5人の場合	1,608 単位
		(2) 利用定員が6人の場合	1,347 単位
		(3) 利用定員が7人の場合	1,160 単位
		(4) 利用定員が8人の場合	1,020 単位
		(5) 利用定員が9人の場合	911 単位
(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合	819 単位	(6) 利用定員が10人の場合	824 単位
(3) 利用定員が11人以上の場合	694 単位	(7) 利用定員が11人以上の場合	699 単位
第2 医療型児童発達支援 医療型児童発達支援給付費（1日につき）		第2 医療型児童発達支援 医療型児童発達支援給付費（1日につき）	
イ 肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し 指定医療型児童発達支援を行う場合	332 単位	イ 肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し 指定医療型児童発達支援を行う場合	333 単位
ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	443 単位	ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	445 単位
第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）		第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）	
イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課 後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）		イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課 後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）	
(i) 授業の終了後に行う場合		(i) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	482 単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	473 単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	362 単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	355 単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	281 単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	276 単位

(2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が 10 人以下の場合 622 単位 (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 455 単位 (三) 利用定員が 21 人以上の場合 366 単位 ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 (1) 授業の終了後に行う場合 (一) 利用定員が 5 人の場合 1,320 単位  (二) 利用定員が 6 人以上 10 人以下の場合 675 単位 (三) 利用定員が 11 人以上の場合 573 単位 (2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が 5 人の場合 1,600 単位  (二) 利用定員が 6 人以上 10 人以下の場合 820 単位 (三) 利用定員が 11 人以上の場合 695 単位  第 4 保育所等訪問支援	(2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が 10 人以下の場合 611 単位 (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 447 単位 (三) 利用定員が 21 人以上の場合 359 単位 ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 (1) 授業の終了後に行う場合 (一) 利用定員が 5 人の場合 1,329 単位 (二) 利用定員が 6 人の場合 1,112 単位 (三) 利用定員が 7 人の場合 958 単位 (四) 利用定員が 8 人の場合 842 単位 (五) 利用定員が 9 人の場合 751 単位 (六) 利用定員が 10 人の場合 679 単位 (七) 利用定員が 11 人以上の場合 577 単位 (2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が 5 人の場合 1,608 単位 (二) 利用定員が 6 人の場合 1,347 単位 (三) 利用定員が 7 人の場合 1,160 単位 (四) 利用定員が 8 人の場合 1,020 単位 (五) 利用定員が 9 人の場合 911 単位 (六) 利用定員が 10 人の場合 824 単位 (七) 利用定員が 11 人以上の場合 699 単位  第 4 保育所等訪問支援
---	---

保育所等訪問支援給付費（1日につき） 912 単位	保育所等訪問支援給付費（1日につき） 916 単位
<b>●障害児入所系サービス</b>	<b>●障害児入所系サービス</b>
第1 福祉型障害児入所施設	第1 福祉型障害児入所施設
福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）	福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737 単位	(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位
(2) 入所定員が10人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 625 単位	(2) 入所定員が10人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 628 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,444 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,451 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位
(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 541 単位	(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 543 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 950 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 954 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位

(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	737 単位	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	727 単位
(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	619 単位	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	611 単位
(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	557 単位	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	550 単位
(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	539 単位	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	532 単位
(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	521 単位	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	514 単位
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	503 単位	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	496 単位
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	486 単位	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	480 単位
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	467 単位	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	461 単位
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	465 単位	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	459 単位
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	464 単位	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	458 単位
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	462 単位	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	456 単位
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	460 単位	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	454 単位
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	458 単位	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	452 単位
(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	454 単位	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	448 単位
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	451 単位	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	445 単位
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	447 単位	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	441 単位
(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	444 単位	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	438 単位
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	441 単位	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	435 単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする 児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支 援を行 いう場合		ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする 児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支 援を行 いう場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	732 単位	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	735 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	675 単位	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	678 単位

(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	647 単位	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	650 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	622 単位	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	625 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	595 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	598 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	568 単位	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	571 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定 入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定 入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	891 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	895 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	607 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	610 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	607 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	610 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,436 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,443 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	504 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	506 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,058 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,063 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	462 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	464 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	877 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	881 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	431 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	433 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	801 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	805 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	402 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	404 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	

	676 単位		679 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき		(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	
	676 単位		679 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)		(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	
	601 単位		604 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	556 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	559 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	493 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	495 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	479 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	481 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	464 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	466 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	448 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	450 単位
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	433 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	435 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	417 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	419 単位
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合		ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し 指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	891 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	895 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	672 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	626 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	629 単位

(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合	(3) 入所定員が 10 人の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 626 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 629 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,426 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,433 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 505 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 507 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,050 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,055 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 465 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 467 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 875 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 879 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	428 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	430 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	756 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	759 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	405 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	407 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	672 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	675 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	598 単位	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	601 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	553 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	556 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	490 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	492 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	476 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	478 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	462 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	464 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	446 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	448 単位
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	431 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	433 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	416 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	418 単位

<p>ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が 50 人以下の場合 712 単位</p> <p>(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 703 単位</p> <p>(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 691 単位</p> <p>(4) 入所定員が 71 人以上の場合 678 単位</p>	<p>ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が 50 人以下の場合 715 単位</p> <p>(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 706 単位</p> <p>(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 694 単位</p> <p>(4) 入所定員が 71 人以上の場合 681 単位</p>
<p>第2 医療型障害児入所施設 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）</p>	<p>第2 医療型障害児入所施設 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）</p>
<p>イ 指定医療型障害児入所施設の場合</p> <p>(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 321 単位</p> <p>(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 147 単位</p> <p>(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 875 単位</p>	<p>イ 指定医療型障害児入所施設の場合</p> <p>(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 323 単位</p> <p>(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 148 単位</p> <p>(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 880 単位</p>
	<p>ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合</p> <p>(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(一) 90 日目まで 355 単位</p> <p>(二) 91 日目以降 180 日目まで 323 単位</p> <p>(三) 181 日目以降 291 単位</p> <p>(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(一) 90 日目まで 163 単位</p>

	(二) 91日目以降 180日目まで	148 単位
	(三) 181日目以降	133 単位
	③ 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	(一) 90日目まで	968 単位
	(二) 91日目以降 180日目まで	880 単位
	(三) 181日目以降	792 単位
ロ 指定発達支援医療機関の場合	ハ 指定発達支援医療機関の場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
123 単位	124 単位	
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
875 単位	880 単位	
	ニ 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し有期有目的の支援を行う場合	
	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
	(一) 90日目まで	136 単位
	(二) 91日目以降 180日目まで	124 単位
	(三) 181日目以降	112 単位
	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
	(一) 90日目まで	968 単位
	(二) 91日目以降 180日目まで	880 単位
	(三) 181日目以降	792 単位

地域区分の見直しについて

障害児の地域区分の見直しについて

<現行>

地域割り		8 区分							
上乗せ割合		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
対象地域	官署所在地	国家公務員の地域手当支給地域							
	官署が所在しない地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定）</li> <li>・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）</li> </ul>							
対象とする市町村の区域の時期		平成 18 年 4 月 1 日							

<見直し後>

8 区分								
1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%	
国家公務員の地域手当支給地域								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定）</li> <li>・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）</li> </ul>								
平成 27 年 4 月 1 日								

\* 上乗せ割合が変動する地域については、平成 27 年度～29 年度にかけて段階的に引き上げ、平成 30 年度から完全施行。

# ●地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

<現行>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円									
	放課後等サービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円	
保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
	自閉症児の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
	盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
	併設する施設が主たる施設の場合		11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由児の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円							
肢体不自由児の場合		10円									
重症心身障害児の場合		10円									
障害児相談支援		11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		

<平成30年度以降>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円									
	放課後等サービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	自閉症児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
	盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	併設する施設が主たる施設の場合		11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円							
肢体不自由児の場合		10円									
重症心身障害児の場合		10円									
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

〔各サービスの1単位の単価〕  
 <平成27年度>

サービス名		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	その他	
		1級地→1級地	2級地→2級地 2級地→3級地	3級地→2級地 3級地→3級地	3級地→4級地	4級地→3級地	4級地→4級地 4級地→5級地	6級地→4級地	6級地→5級地	6級地→6級地	7級地→5級地	7級地→6級地	7級地→7級地	その他→6級地	その他→7級地	その他→その他	
		18.00%	15.00%	13.00%	12.00%	11.00%	10.00%	8.00%	7.00%	6.00%	5.00%	4.00%	3.00%	2.00%	1.00%	0.00%	
児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円	
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.99円	10.91円	10.84円	10.76円	10.61円	10.53円	10.46円	10.38円	10.30円	10.23円	10.15円	10.08円	10円	
医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
放課後等デイサービス	重症心身障害以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.99円	10.91円	10.84円	10.76円	10.61円	10.53円	10.46円	10.38円	10.30円	10.23円	10.15円	10.08円	10円	
保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円	
福祉型障害児入所施設	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.73円	10.67円	10.62円	10.56円	10.45円	10.39円	10.33円	10.28円	10.22円	10.17円	10.11円	10.06円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
	自閉症児の場合		11.10円	10.92円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
	盲児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.72円	10.66円	10.61円	10.55円	10.44円	10.39円	10.33円	10.28円	10.22円	10.17円	10.11円	10.06円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
	ろうあ児の場合	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
		当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
		併設する施設が主たる施設の場合	11.16円	10.97円	10.83円	10.77円	10.70円	10.64円	10.52円	10.45円	10.39円	10.32円	10.26円	10.19円	10.13円	10.06円	10円
肢体不自由児の場合		11.10円	10.92円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	
医療型障害児入所施設(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
	肢体不自由児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
	重症心身障害児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
障害児相談支援		11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	



●現行の地域区分と平成27年度の地域区分の比較【官署が所在しない地域】

都道府県	市町村名	現行 地域区分		27年度 地域区分	
埼玉県	狭山市	6級地	6%	9級地	6%
	蕨市	6級地	6%	9級地	6%
	新座市	6級地	6%	8級地	7%
	富士見市	6級地	6%	8級地	7%
	鶴ヶ島市	4級地	10%	6級地	10%
	ふじみ野市	6級地	6%	8級地	7%
	三芳町	6級地	6%	8級地	7%
千葉県	習志野市	4級地	10%	5級地	11%
	八千代市	4級地	10%	5級地	11%
	四街道市	4級地	10%	6級地	10%
	白井市	6級地	6%	9級地	6%
東京都	昭島市	3級地	12%	4級地	12%
	小金井市	4級地	10%	6級地	10%
	東大和市	5級地	8%	6級地	10%
	東久留米市	3級地	12%	3級地	13%
神奈川県	茅ヶ崎市	4級地	10%	6級地	10%
	逗子市	4級地	10%	6級地	10%
	秦野市	6級地	6%	9級地	6%
	伊勢原市	6級地	6%	9級地	6%
	海老名市	3級地	12%	4級地	12%
	座間市	4級地	10%	6級地	10%
	綾瀬市	4級地	10%	6級地	10%
	寒川町	6級地	6%	8級地	7%

都道府県	市町村名	現行 地域区分		27年度 地域区分	
愛知県	稲沢市	7級地	3%	12級地	3%
	東海市	7級地	3%	12級地	3%
	大府市	6級地	6%	9級地	6%
	知立市	7級地	3%	12級地	3%
	愛西市	7級地	3%	12級地	3%
	京都府	長岡京市	7級地	3%	11級地
大阪府	貝塚市	6級地	6%	9級地	6%
	松原市	5級地	8%	6級地	10%
	大東市	4級地	10%	6級地	10%
	摂津市	4級地	10%	6級地	10%
	高石市	3級地	12%	4級地	12%
	四條畷市	7級地	3%	12級地	3%
	大阪狭山市	6級地	6%	9級地	6%
	忠岡町	6級地	6%	9級地	6%
兵庫県	宝塚市	3級地	12%	4級地	12%
	川西市	6級地	6%	8級地	7%
奈良県	斑鳩町	7級地	3%	12級地	3%
広島県	府中町	4級地	10%	6級地	10%
福岡県	糸島市	7級地	3%	12級地	3%

※上記以外の市町村の地域区分は「その他」(0%)。

